

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の俸給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会の本学に対する業績評価の結果を勘案し、学長がその者の勤務実績に応じて、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	基本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表を準用しているため、18年4月の国の給与改正に伴い減額となったが(5号俸: 994,000円)、現給保障として18年3月の額(1,065,000円)を支給。期末特別手当の12月の期別支給割合は、100分の172.5から100分の175に改定した。
理事	基本給月額は、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表を準用しているため、18年4月の国の給与改正に伴い減額となったが、18年3月から継続の理事については、現給保障として18年3月の額を支給。期末特別手当の12月の期別支給割合は、100分の172.5から100分の175に改定した。
理事(非常勤)	改定なし
監事	適用者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,844	12,780	5,443	564 (単身赴任手当) 57 (寒冷地手当)		
理事 (3人)	43,849	28,468	13,556	586 (地域手当) 936 (単身赴任手当) 212 (通勤手当) 91 (寒冷地手当)	12月1日 1名	11月30日 1名
理事 (非常勤) (1人)	1,440	1,440		()		
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	2,400	2,400		()		

注:「地域手当」とは就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長						該当者なし
理 事						該当者なし
監 事						該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で運用。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学給与規則に定める職種に応じた俸給表(国に準拠したもの)を基本として決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の能率、勤務成績に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格及び賞与における支給割合の増減を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下基準日という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給前1年間の勤務成績に応じ、1号俸上位から8号俸以上上位までの号俸の範囲内で昇給させることができる。
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が基準としている必要経年数を有している者を上位の職務の級に決定することができる。 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

国の給与法改正に準拠して以下の改正を行った。

- ・一般職俸給表(一)について、地域別の官民較差の3年平均値を参考として、俸給表水準を全体として平均4.8%引き下げた。また、同表の若手の係員層については引下げを行わず、中高年齢層について7%引き下げることにより、給与カーブをフラット化した。さらに、現行1級・2級(係員級)及び3級・5級(係長級)の統合を行った。また、最高号俸を超える俸給月額に決定しうる枠外昇給制度を廃止した。
- ・一般職俸給表(一)との均衡を基本として、その他の俸給表も職務の級及び号俸構成、給与水準是正などの見直しを行った。
- ・特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階設けることにより、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入した。また、年4回の昇給時期を年1回(1月1日)に統一し、55歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分程度に抑制した。
- ・従前の俸給表の号俸を4分割して勤務実績に基づくきめ細かい昇給を実施可能とした。
- ・俸給表の水準引下げとの整合性を確保するため俸給の調整額を引下げた。
- ・民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、現行の調整手当に替えて、主に民間賃金が高い地域に勤務する職員に対し支給する地域手当(東京特別区18%)を新設した。
- ・勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、査定原資を増額し、「優秀」以上の成績区分の人員分布の拡大を図った。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 262	歳 40.2	千円 6,711	千円 4,855	千円 67	千円 1,856
事務・技術	人 129	歳 34.8	千円 4,778	千円 3,521	千円 91	千円 1,257
教育職種 (大学教員)	人 130	歳 45.2	千円 8,623	千円 6,175	千円 45	千円 2,448
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 7	歳 38.9	千円 4,591	千円 3,378	千円 84	千円 1,213
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 37.7	千円 4,684	千円 3,447	千円 94	千円 1,237

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

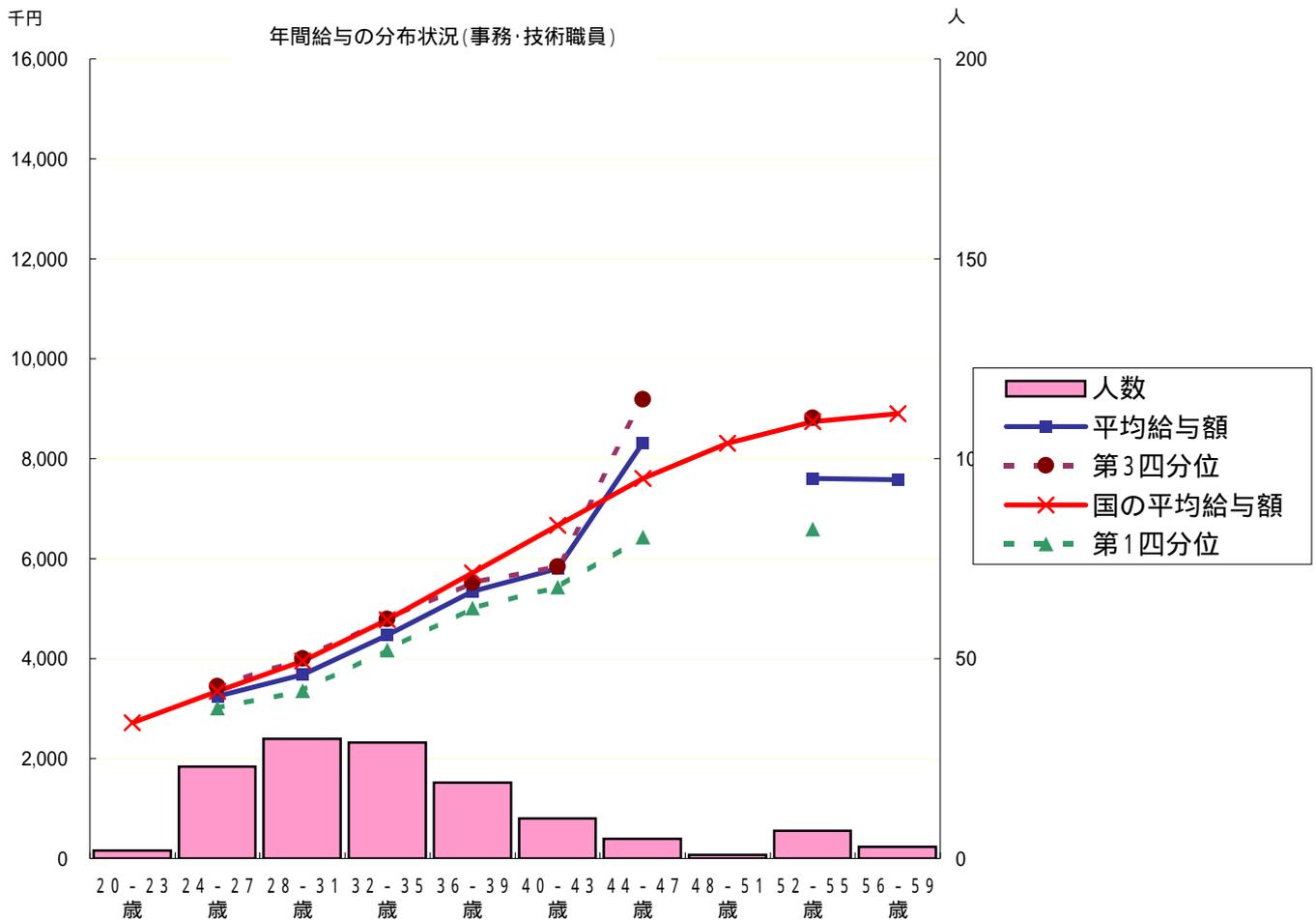
注2: 常勤職員の技能・労務職種、教育職種(外国人教師等)、その他医療職種(看護師)及び非常勤職員の事務・技術職種については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3: 区分中の職種「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、本法人において該当者がいないため省略した。

注4: 区分中「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」については、本法人において該当者がいないため省略した。

注5: 「技能・労務職種」は、自動車運転手をいう。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕



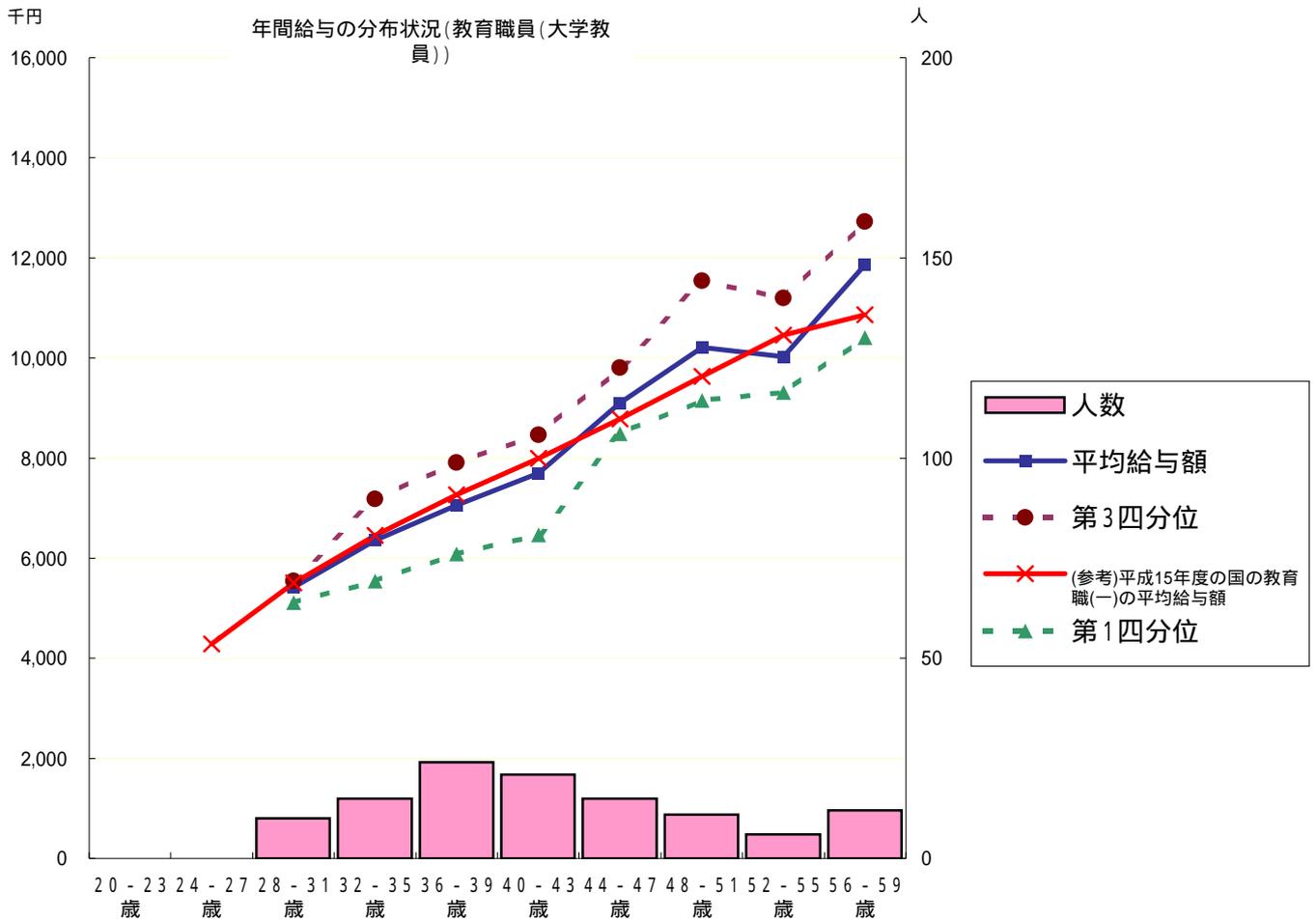
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
・課長	5	47.5	7,578	8,375	9,094		
・係員	62	28.7	3,193	3,560	3,919		

注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

注2: 当法人における事務職員の(20～23歳)及び(48～51歳)は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額及び第1・第3四分位の記載を省略した。

注3: 当法人における事務職員の(56～59歳)は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位の記載を省略した。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
・教授	46人	56.2歳	10,411千円	12,016千円
・准教授	45人	42.1歳	7,825千円	8,583千円

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 室長・係長	課長・室長 課長補佐	課長 室長
人員 (割合)	129	30 (23.3%)	45 (34.9%)	41 (31.8%)	6 (4.7%)	2 (1.6%)	3 (2.3%)
年齢(最高 ~最低)		31~21	39~26	55~33	57~50		58~45
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,826~1,816	4,037~2,401	4,939~3,192	5,335~4,684		6,655~6,565
年間給与 額(最高 ~最低)		3,765~2,514	5,479~3,298	6,807~4,373	7,326~6,596		9,188~8,814

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	次長	次長	特別学長補佐 局長	特別学長補佐 局長
人員 (割合)	1 (0.8%)	該当者なし (%)	1 (0.8%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)				
所定内給 与年額(最高 ~最低)				
年間給与 額(最高 ~最低)				

注:当法人における事務・技術職員の5級該当者が2名,7級及び9級該当者が各1名のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職種(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	130	該当者なし (%)	36 (27.7%)	3 (2.3%)	45 (34.6%)	46 (35.4%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)			44~29	36~31	64~31	67~45	
所定内給 与年額(最高 ~最低)			4,836~3,667	4,670~3,773	6,667~4,817	9,739~6,247	
年間給与 額(最高 ~最低)			6,682~5,110	6,539~4,706	9,325~6,813	13,667~8,942	

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 63.3	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.1	% 36.7	% 36.8
	最高～最低	% 43.1～32.5	% 43.1～29.8	% 43.1～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.7	% 67.4	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.3	% 32.6	% 32.9
	最高～最低	% 33.6～30.9	% 37.5～28.5	% 35.8～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 66.5	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 33.5	% 33.5
	最高～最低	% 42.8～32.0	% 45.4～29.7	% 43.9～31.1

注:当法人における教育職員には、管理職員の区分なし。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

93.2
100.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

99.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の対国家公務員(平成15年度の教育職(一))との比較指標

100.8

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,131,250	千円 2,217,550	千円 (%) 86,300 (3.9)	千円 (%) 93,764 (4.2)
退職手当支給額 (B)	千円 44,504	千円 108,744	千円 (%) 64,240 (59.1)	千円 (%) 13,605 (23.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 431,461	千円 416,570	千円 (%) 14,891 (3.6)	千円 (%) 54,729 (14.5)
福利厚生費 (D)	千円 294,656	千円 296,232	千円 (%) 1,576 (0.5)	千円 (%) 8,094 (2.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 2,901,871	千円 3,039,096	千円 (%) 137,225 (4.5)	千円 (%) 44,546 (1.5)

注:「非常勤役職員給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17.役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。また、年俸制適用職員1名の人件費については、当該職員が退職金を特殊要因経費として運営費交付金から措置されない者であるため、「給与、報酬等支給総額」に含まず、「非常勤役職員等給与」に含んでいる。

総人件費について参考となる事項

対前年度比の増減の主な要因

最広義人件費は、主に以下の要因によって前年度比4.5%の減となったものである。

・給与、報酬等支給総額(A)は、平成18年4月1日に10名の事務職員を削減する努力等を行ったため前年度比3.9%減となった。

・退職手当支給額(B)は、前年度に比べて退職手当を支給する退職者数が9名減ったため前年度比59.1%減となった。

・非常勤役職員等給与(C)は、外部資金による職員の給与を含むため、文部科学省の科学技術振興調整費を受けて平成18年度から始まった「ナノテク・材料研究者育成の人材システム」の若手研究者の雇用等によって3.6%の微増をみた。

人件費削減の取組状況

)中期目標における人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

)中期計画において設定した削減目標

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに人件費を概ね4%削減する(平成17年度人件費予算相当額比)

)上記)及び)の進捗状況

当年度までの人件費削減率 = (当年度の給与、報酬等支給総額 - 基準年度の給与、報酬等支給総額) ÷ 基準年度の給与、報酬等支給総額 × 100

$$3.9\% = (2,131,250\text{千円} - 2,217,550\text{千円}) \div 2,217,550\text{千円} \times 100$$

その他

当年度の「給与、報酬等支給総額」(a):2,131,250千円

平成17年度の「人件費予算相当額」(b):2,983,413千円

人件費の削減率(対人件費予算相当額) 計算式 = (a - b) ÷ b × 100:

$$28.6\% = (2,131,250\text{千円} - 2,983,413\text{千円}) \div 2,983,413\text{千円} \times 100$$

法人が必要と認める事項
特になし